

第4章 環境保全のための基本的事項

1. 環境保全の基本方針の設定

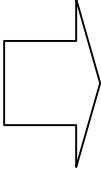
(1) 環境保全の基本的な考え方

環境保全の基本的な考え方は、環境保全の基本方針のベースとなるもので、課題を集約したものです。

課題に対する環境保全の基本的な考え方を自然環境、社会環境、生産環境に区分して以下に示します。

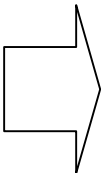
1) 自然環境

表 4-1 自然環境の課題と環境保全の基本的な考え方

	課 題		環境保全の基本的な考え方
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地が持つ防災機能の拡充 ・ 健全な河川や森林機能の保全 ・ 農地とその周辺における多様な動植物の生息環境の保護 ・ 優れた自然景観の保全 ・ 農業農村の利水、水環境の改善 ・ 農業農村地域における克雪、利雪の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村を取りまく自然環境と生態系の保全 ・ 四季折々の豊かな自然に適応した農村環境づくりの推進と美しい農村景観の保全 ・ 農業の源である「水」、「土」、「雪」などの資源の確保・保全と活用 ・ 農業農村が持つ多面的機能を発揮した地域の環境保全と地域防災力の強化 ・ 農村に住む動植物の生態系の保全

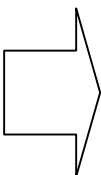
2) 社会環境

表 4-2 社会環境の課題と環境保全の基本的な考え方

	課 題		環境保全の基本的な考え方
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産者の人口の減少、高齢化への対応 ・ 農村環境保全に関する都市住民への啓発 ・ 一部農地における荒廃や廃棄物投棄の防止 ・ 農業農村地域の歴史文化の継承保存 ・ 農業農村地域における生活環境及び農業生産環境の向上 ・ 中山間地域における害虫被害の低減 		<p>環境保全の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活力ある農村環境整備の推進 ・ 若者の農業への定着を促進する住環境や農業生産環境の整備 ・ 農業や農村に伝わる技術、文化や祭りの継承による地域の活性化 ・ 都市住民と農業者の交流促進による農村の活性化 ・ 中山間地での害虫被害の把握と対策の推進

3) 生産環境

表 4-3 生産環境の課題と環境保全の基本的な考え方

	課 題		環境保全の基本的な考え方
生産環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の健全な保全、優良農地の保全 ・ ほ場整備等による優良農地の拡大 ・ 営農後継者、担い手の確保 ・ 農業生産者の所得向上 ・ 生産効率の高い農地基盤整備や技術開発 ・ 遊休農地の活用推進 ・ 質の高い地域特産物のブランド化による販売網の拡大 ・ 無農薬栽培・有機栽培などによる農産物づくりの推進 ・ 鳥獣被害対策による農作物や農地の保全 		<p>環境保全の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した新しい農業の推進 ・ 農業基盤の整備による農地の保全と農業生産コストの低減 ・ 担い手不足解消のための多様な農業者による農業への参画 ・ 質の高い農産物の生産やブランド化による市場の拡大 ・ 地産地消の推進などによる食の安全の確保 ・ 鳥獣被害対策による農作物や農地の確保

(2) 環境保全の基本方針

「環境保全の基本的な考え方」、「主な上位計画、関連計画との整合」を踏まえた上で、環境保全の基本方針を以下のように設定します。

環境保全の基本方針1 《自然環境》

・ 農村を取りまく自然環境と生態系の保全

柏崎市は日本海に面し、市街地周辺部に広がる田園地帯や農地を潤し、多くの恵みをはぐくむ鯖石川、別山川、鵜川などの河川、多くの自然が残されている米山、黒姫山、八石山の山々があり、そこには多様な動植物が生育しています。市民からは、豊かな自然、農村風景を残してほしいという声が多く、柏崎の四季と自然を利用し、動植物の生息環境の保護を含めた農村づくりが求められています。一方で、鳥獣被害が広範囲にわたって増加しており、野生生物による被害を防ぎつつ、農村を取りまく自然環境との共生を図ることも求められています。

また、防災や減災力の強化のために、農業農村が持つ多面的機能を発揮し、持続させていくことも重要です。

このため、「農村を取りまく自然環境と生態系の保全」を目指します。

環境保全の基本方針2 《社会環境》

・ 活力ある農村環境整備の推進

柏崎市の人口及び農業就業人口は減少傾向で少子高齢化が進み、農業の担い手不足の解消が急務となっています。また、中山間地域では近年、ブユやカメムシなどの害虫が大量発生しており、住民は対応に苦慮しています。このため、住環境や農業生産基盤の整備を行い、若者が農業に定着しやすい環境づくりを行うことが必要です。

また、今まで各地で行われてきていた祭りや文化・伝統の継承を行うとともに、農業者と都市住民との交流促進によって農村の活性化を行っていくことも住環境整備の一つとなります。

さらに、農村地域には豊かな自然や名所などが多いことから、自然環境を生かした農村づくりを積極的に取り組むことも大切です。

このため、「活力ある農村環境整備の推進」を目指します。

環境保全の基本方針3 《生産環境》

・ 環境に配慮した新しい農業の推進

柏崎市の農地は、主に都市近郊に広がる平野部と中山間地に分かれており、それぞれの地域特性に合わせた基盤整備を行うことで耕作放棄を抑制し、農地の保全を図るとともに、農業生産コストの低減や生産者の所得向上を促進します。また、質の高い農産物をブランド化することにより市内だけではなく市外・県外への販売にも力を入れることで、消費の拡大を図ります。

あわせて、多様な農業者の参画を促して担い手不足の解消を図ることも必要です。

さらに、農産物の地産地消を推進することにより、食の安全性が高まり、安全安心な農産物の安定的な供給が確保できます。

このため、「環境に配慮した新しい農業の推進」を目指します。

環境の課題、環境保全の基本方針、国・県・市の主な上位計画と関連計画を整理したものを図4-1 に示します。

柏崎市農村環境計画

課題

環境保全の基本方針

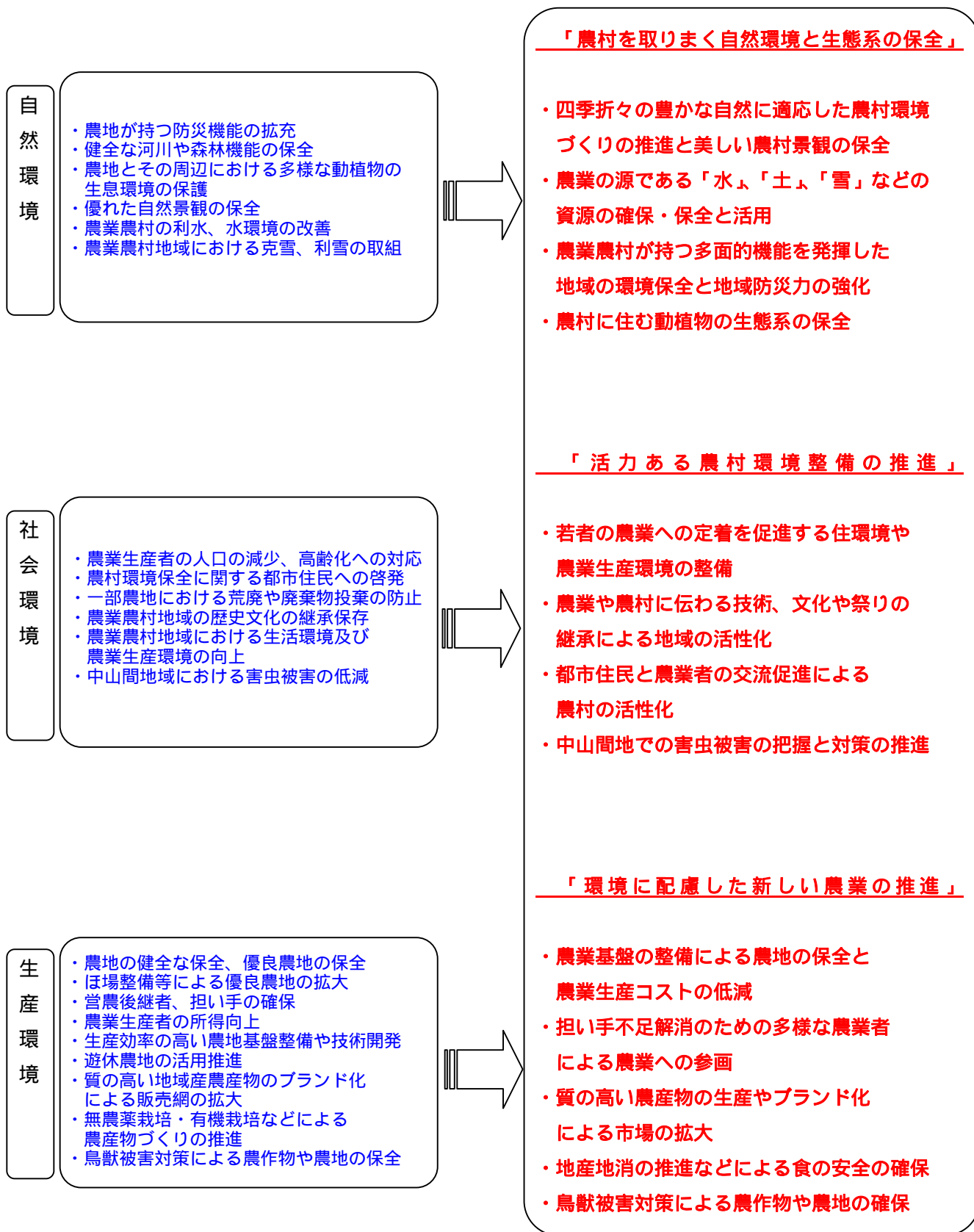
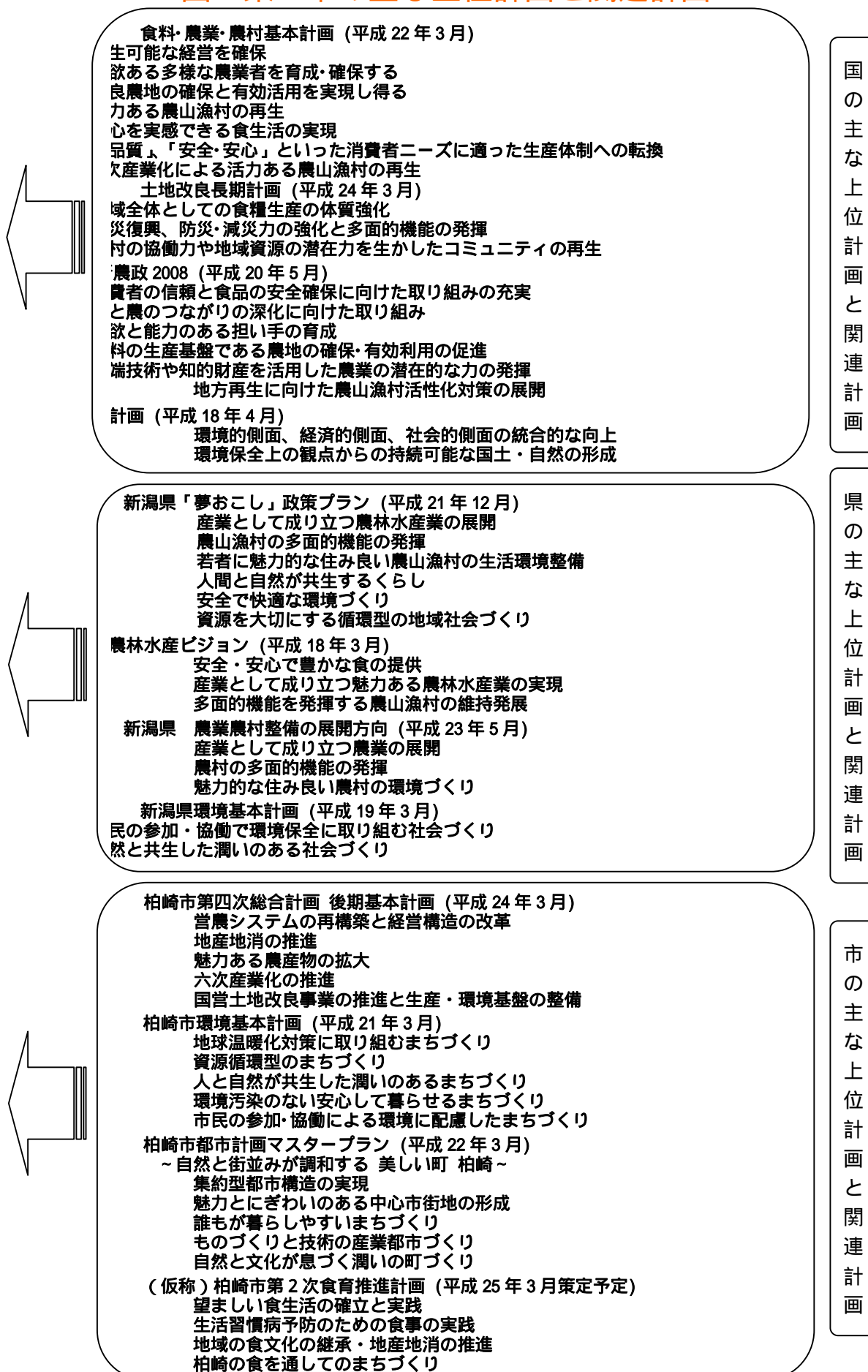


図 4-1 課題、環境保全の基本方針、国・県・市の主な上位計画と関連計画

国・県・市の主な上位計画と関連計画



2. 環境保全の総合目標

農村環境計画の基本理念となり、環境保全の基本方針を総合的に実施するための総合目標をキャッチフレーズとして定めます。

本計画の上位計画及び関連計画との整合を図るため、それらのキャッチフレーズを以下に整理します。

柏崎市第四次総合計画 後期基本計画
「好きです 輝く柏崎」

柏崎市田園環境整備マスタープラン
「風になびく稲穂 せせらぎと緑豊かな柏崎」

高柳町田園環境整備マスタープラン
「自然たっぷり、じよんのびの里高柳」

西山町農村環境計画
「世界一夕陽の大きく見える海、大地の緑、縄文文化が栄えた歴史のまち 西山」

上位・関連計画のキャッチフレーズを参考に、環境保全の基本方針を踏まえて、本農村環境計画の総合目標としてのキャッチフレーズを次のように設定します。

柏崎市農村環境計画
環境保全の総合目標（キャッチフレーズ）

刈羽三山・日本海に包まれた豊かな自然と共生するまち 柏崎

～ 柏崎市農村環境計画～

3. 地域区分の設定

(1) 土地利用計画の確認

上位計画となる柏崎市第四次総合計画では、土地利用計画は、中央部地域、米山地域、鵜川水系地域、鯖石川水系地域、西山・高浜地域、高柳地域の6つの地域に区分を設定し、土地利用方針を示しています。

以下にその概要を示します。

表 4-4 地域区分の設計

地域名称	対象地区	ゾーン特性
中央部地域	旧柏崎、荒浜、西中通、北鯖石、田尻、高田	都市機能集積ゾーン
米山地域	鯨波、米山、上米山	自然交流ゾーン
鵜川水系地域	上条、野田、鵜川、別保	中山間・農村ゾーン
鯖石川水系地域	中鯖石、南鯖石、北条、中通	農村ゾーン
西山・高浜地域	西山町、高浜	農村・漁村ゾーン
高柳地域	高柳町	中山間ゾーン

表 4-5 土地利用の基本方針

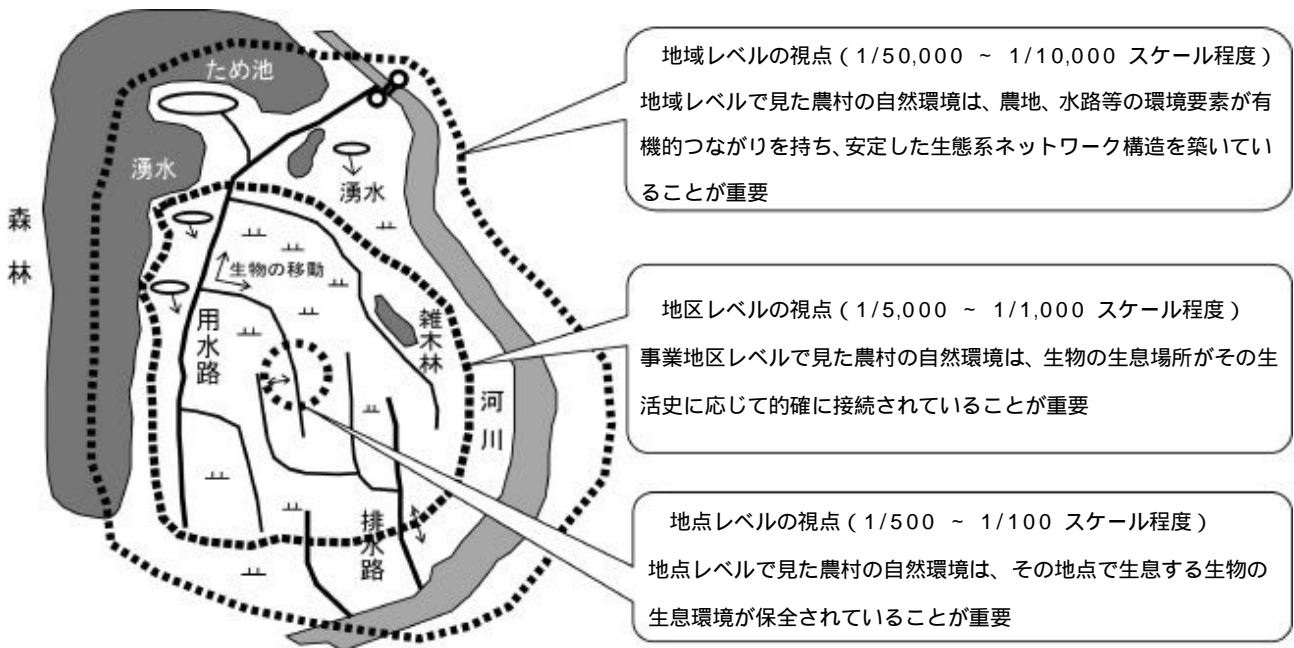
地域名称	土地利用の基本方針
中央部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、本市の様々な都市活動の中心となるゾーンであり、中心核に位置付けられます。 ・少子高齢化と今後の人口減少を想定すると、都市機能が拡散することなく、集約された都市構造を実現することが望ましいため、都市機能の集積を一層推進するとともに、用途地域の外側に存在する都市的土地の利用について、環境整備を進めながら土地利用の秩序を整え、更なる市街地化を抑制するため農地の無秩序な開発を抑止します。 ・都市居住を推進するため、防災・防犯による安全性の強化、緑化の推進や都市景観づくりによる快適性や魅力を向上させ、暮らしやすい環境を形成します。 ・工業系地域は、本市の産業の受け皿として重要な役割を担っており、その効果的な利用を図ります。 ・学園ゾーンは、二つの4年制大学のほかに、柏崎フロンティアパーク、柏崎・夢の森公園、環境学校が立地することから、人材育成機能、環境学習機能、緑地機能と連携した魅力ある産業ゾーンを形成します。 ・海岸部には、港湾、漁港、レクリエーション施設が立地しています。中心的な市街地から近い点を活かし、その景観、自然環境を保全しつつ、本市の特色ある土地利用を図ります。
米山地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園に指定され、美しい海岸線と緑豊かな山麓から構成されています。 ・山麓は市民の貴重な水源地となっていることから、引き続き自然環境を保全します。 ・主要な集落の定住環境の整備を図るとともに、海岸は漁場としての機能を維持していきます。 ・恵まれた自然環境を活かし、日本の渚百選に選定されている鯨波・青海川海岸とその海水浴場、国民休養地などのキャンプ場、コレクションビレッジ等を観光レクリエーション活動エリアとして位置付け、市内外からの利用客の更なる増加に努めていきます。

鵜川水系地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、黒姫山系と米山山系に囲まれ、鵜川水系に沿った盆地状の地域です。 ・高齢化及び過疎の進行と豪雪地帯という条件を抱える中、定住を図るため、主要な集落の生活環境を整備するとともに、住民の利便性、安全性、快適性を確保し地域の活性化を推進します。 ・国指定重要無形民俗文化財である綾子舞が伝承される里であるとともに、文化財や史跡を有し、市街地へと続く綾子舞街道を形成しています。これとおよな文化や緑豊かな自然に恵まれた環境を活かし、交流・レクリエーションの場としてツーリズムを推進します。 ・地域資源としての良好な環境や景観を維持していくため、森林の適切な整備、保全を進めます。
鯖石川水系地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、黒姫山系、八石山系とその支脈によって囲まれ、鯖石川やその支流に沿って多くの集落が分布する地域です。 ・今後、高齢化が一層進行すると想定される中、安心して住み続けられるよう、主要集落で定住環境の整備を進めます。 ・農地や山林を有していることから、農林業の振興を推進します。 ・史跡、遺跡、文化資源及び鉱泉を活用するとともに、八石山、不動滝、県緑地環境保全林に指定されている大沢ブナ林など四季折々の優れた自然と共生しつつ、景観や環境の保全に努めます。
西山・高浜地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、変化に富む海岸線、その背後の丘陵地、田園地域、里山など多様性に富む地形から構成され、海と山の魅力に恵まれた地域です。 ・今後もこのような、優れた景観や自然環境を保全していきます。 ・主要集落における住宅の供給、都市機能の集積化や防災の推進による定住環境の整備を図り、住民の利便性、安全性、快適性を高めていきます。 ・美しい海岸線を活かしたマリッジを推進するとともに、漁場としての機能を維持していきます。 ・河川に沿って稲作を中心とする農地が分布していることから、農業基盤の整備による農業振興を進め、農地の保全に努めます。 ・神社仏閣や文化財、雪割草の里、ゆうぎ、西山ふるさと公苑等の観光資源や地域資源を活かした観光・交流を推進します。
高柳地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、鯖石川の上流にあって、黒姫山、薬師山系などに囲まれた自然豊かな地域です。 ・農業と林業の振興と環境の保全を図るため、農地や広葉樹林の保全、農業基盤の整備などを進めます。 ・過疎の進行と豪雪地帯という自然条件があいまって、集落の維持が大きな課題となっていることから、主要集落における生活環境を整備し、公共公益施設の集積、雪に強いまちづくりに努め、安心して居住できる環境づくりを推進します。 ・じょんのびの里、かやぶきの里など農山村滞在型の交流施設、貞観園を始めとした文化財を核として、本地域の自然の保全と棚田、荻ノ島環状集落等の景観の維持と形成に努めながら、観光・交流を推進します。

(2) 自然生態系を保全するための空間的な視点

農村の自然生態系の保全を行うには、図 4-2 に示す「地域レベル」、「地区レベル」、「地点レベル」の3つの空間的視点から検討することが重要となります。

また、地点レベルでの生息環境を整備するだけでなく、生物ごとの生活史に応じた所要の生息場所を確保するとともに、広域的な種間ネットワークを含む生態系ネットワークを保証することも重要です。



出典：環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き













図 4-2 農村の自然生態系保全のための空間的視点

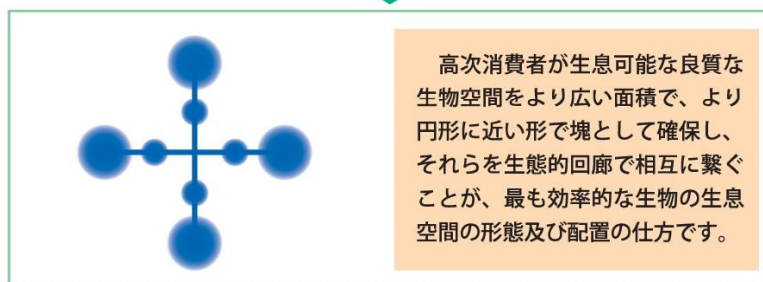
(3) 生物の生息空間としてのネットワーク

生物種や生態系の保全のためには、その生息生育域に関わる環境要素のネットワークが適切な形で確保されていることが重要となります。

図4-3に示すように、生物生息空間をより広い面積で、より円形に近い形で塊として確保し、生物が移動可能な経路(生態的回廊)で相互につなぐ配置が、最も効率的な形状となります。

今後の農業農村整備事業の実施においては、このような考え方を踏まえつつ、河川・水路のみならず、里山等との緑のネットワークについても極力現況を活かし、必要となる緑地や並木等を整備して補うといったことにも配慮することが大切です。

	優(better)	劣(worse)	生物生息空間の形態・配置の原則
広大化			生物生息空間は、なるべく広い方が良い。 タカ、フクロウやキツネ等高次消費者が生活できる広さが一つの目安です。 生物の多様性に富み、安定性が増し、種の絶滅率が低くなります。
団地化			同面積ならば、分割された状態よりも一つの方が良い。 多くの種は一塊の広い地域であって初めて高い生存率を維持できるため、 生息空間が幾つかの小面積に分割されると、生存率が低くなります。
集合化			分割する場合には、分散させない方が良い。 生物空間が接近することで、一つの生物空間で種が絶滅しても近くの 生物空間からの種の供給が容易になります。
等間隔化			線上に集合させるより、等間隔に集合させた方が良い。 等間隔に配置されることで、どの生物空間も、他の生物空間との間で 種の良好な交流が確保されます。線上の配置は、両端に位置する生 物空間の距離が長く、種の交流を難しくしてしまいます。
連結化			不連続な生物空間は、生態的回廊(コリドー)で繋げた方が良い。 コリドーの存在より、生物の移動が飛躍的に容易になります。
円形化			生物空間の形態は、できる限り丸い方が良い。 生物空間内における分散距離が小さくなります。外周の長さも小さくなり、 外部からの干渉が少なくて済みます。



出典：生きものたちの住む農村を目指して 2002

図4-3 ネットワーク化の原則

(4) エリア及びゾーン区分

1) エリア区分の設定

環境への配慮や環境の保全をより効果的に行うためには、環境特性を踏まえつつ環境保全活動や営農活動を展開していくことが重要となります。

環境特性は、市域内でも場所によって差異があるため、市域を環境特性に応じて区分し、エリアを設定します。

エリア区分の設定では、「土地利用計画」や「広域的な環境保全の手法」を踏まえ、さらに、柏崎市の特徴である、うみ(海)、かぜ(風)、やま(山)を活かして、6つのエリア区分を設定しました。

エリア区分の概要を表4-6に、エリア区分図を図4-4に示します。

なお、これらのエリア区分は、厳密に区分を設定するものや土地利用などを規制・制限するものではなく、指針として環境保全・整備を導いていくための地域分けを示したものです。

表 4-6 エリア区分の概要

エリア区分のイメージ		
の(う)ち・利用活性化エリア	}	うみ(海)
(み)どり・水資源活用エリア		
(か)いがん・景観活用エリア	}	かぜ(風)
し(ぜ)ん・歴史文化共存エリア		
(や)すらぎ・里山活用エリア	}	やま(山)
ひと(ま)ち・ふれあい交流エリア		

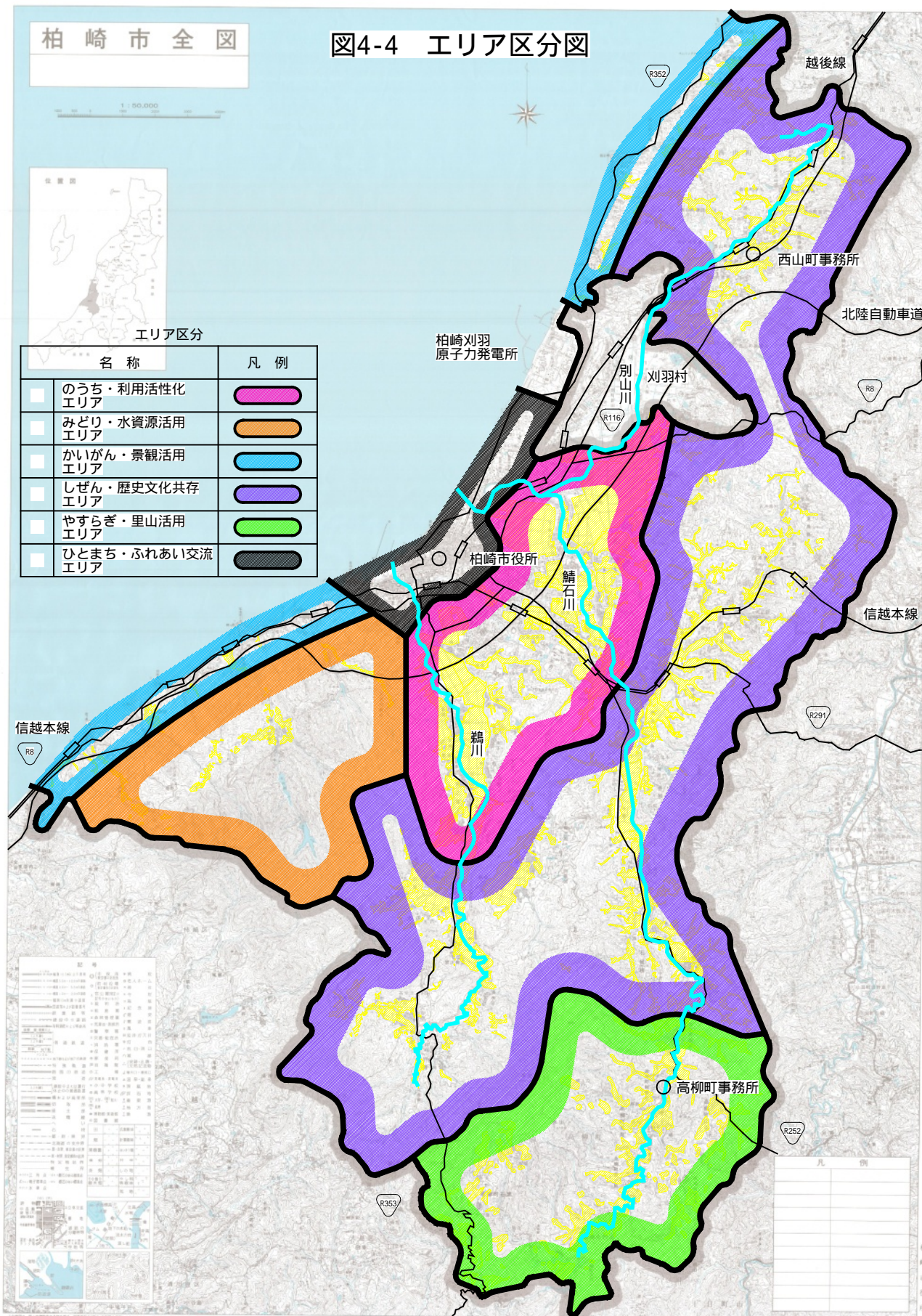
エリア区分名称	地域名称	地域特性・概要
の(う)ち・利用活性化エリア	中央部地域 (都市部近郊)	<ul style="list-style-type: none"> ・鯖石川、鷓川、別山川の中流・下流域に位置し、農業生産基盤の整備が進んでおり、生産性が高くなっています。また、郊外からの転入者も多く、農業者との交流により活性化が図られているエリアです。 ・食料の安定供給という重要な役割を担うとともに、市民のニーズである安全・安心な農産物の生産に対応するために、環境保全型農業の取り組みの推進を図っていきます。
(み)どり・水資源活用エリア	米山地域	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡弥彦米山国定公園や米山、ブナ林などの自然が多く残っており、米山湖などの水資源が市民にとっては重要な役割を果たしているエリアです。 ・貴重な水源地としても重要な自然環境を保全するとともに、自然山間地の中の農地の保全を図っていきます。
(か)いがん・景観活用エリア	米山地域・ 西山・高浜地域 (海岸部)	<ul style="list-style-type: none"> ・夕日を望める海岸部は多くの海水浴場を有し、市民の憩いの場となっています。また、米山福浦八景県立自然公園を含んでいることから景観が良好なエリアです。 ・豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション活動エリアとして、市内外からの観光客のさらなる増加を図っていきます。
し(ぜ)ん・歴史文化共存エリア	鷓川水系地域・ 鯖石川水系地域 西山・高浜地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「綾子舞」に代表されるように、古くから多くの歴史や文化が継承され、良好な自然や景観、史跡が多いエリアです。一方で、高齢化及び過疎化の進行による担い手不足や、鳥獣被害が深刻化しています。 ・豊かな自然環境・社会環境を活用した地域の活性化を推進するとともに、効率的な農作業のための農業基盤の整備、安心して住み続けられるような住環境の整備を図っていきます。

	やすらぎ・里山活用エリア	高柳地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本棚田百選」に認定されている棚田を含む多くの棚田を保全しており、「かやぶきの里」や「こども自然王国」などの宿泊、体験施設による都市住民との交流も盛んなエリアです。一方で、高齢化及び過疎化の進行による担い手不足や、鳥獣被害が深刻化しています。 ・棚田とその周辺に代表される農村資源を活用した都市と農村の交流による地域の活性化を推進するとともに、安心して住み続けられるような住環境の整備を図っていきます。
	ひとまち・ふれあい交流エリア	中央部地域 (都市部)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が集中する市街地であり、自然や田園風景は少ないが、本市の中心となっており、住宅や工場、商業施設などが集積しているエリアです。 ・都市と農村の交流、市外への販売網の拡大、環境保全型農業の情報発信の活動拠点として、各地域との連携を図っていきます。

地域名称は、「柏崎市第四次総合計画」の土地利用計画における地域区分である。

柏崎市全図

図4-4 エリア区分図



エリア区分

名称	凡例
のうち・利用活性化 エリア	
みどり・水資源活用 エリア	
かいがん・景観活用 エリア	
しぜん・歴史文化共存 エリア	
やすらぎ・里山活用 エリア	
ひとまち・ふれあい交流 エリア	

凡例	

2) ゾーン区分の設定

エリア分けした区域内において、将来の事業の展開方向や、環境保全の取り組みなどに応じて、特徴が際立っている箇所を中心に4つのゾーン区分を設定しました。

ゾーン区分の概要を表4-7に、ゾーン区分図を図4-5に示します。

なお、これらのゾーン区分は、特徴が際立っている箇所を中心にゾーン分けしたものであり、ゾーンの条件に該当していても、まとまりが小さい箇所は他にもあり、広く点在しています。このため、将来的にまとまりが大きくなるように、このような箇所についても、同様の対応を行うこととします。

表4-7 ゾーン区分の概要

ゾーン区分名称	エリア区分名称		概要
平地農業ゾーン		のうち・利用活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・生態環境に配慮しながら高生産性営農を目指す区域です。 ・自然との共生を目指すほ場環境づくりを図っていきます。
里山・中山間農業ゾーン		しぜん・歴史文化共存エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や山林と連携した農地環境の保全を目指す区域です。 ・農村の歴史文化継承、生態系の保全、里山環境の保全を図っていきます。
棚田・山間農業ゾーン		やすらぎ・里山活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・山間農地や自然を保全するとともに、自然景観・農村景観の持続を目指す区域です。 ・棚田の保全、里山環境の保全、農村の歴史文化継承を図っていきます。
自然環境保全ゾーン		みどり・水資源活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・自然山間地の中の農地の保全を目指す区域です。 ・ブナ林などの貴重な自然環境や農村環境の保全を図っていきます。

柏崎市全図

図4-5 ゾーン区分図

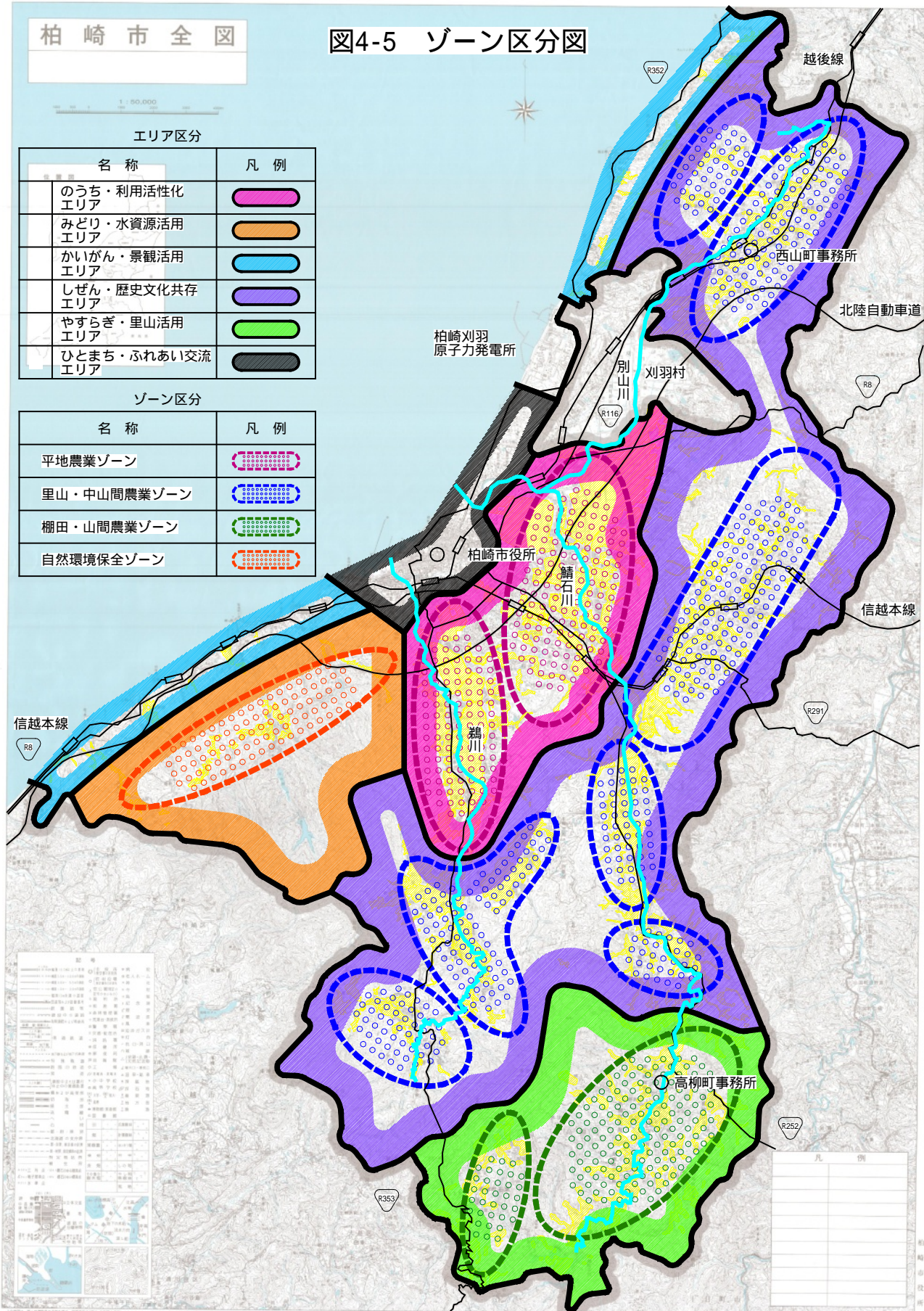
1:50,000

エリア区分

名称	凡例
のうち・利用活性化エリア	
みどり・水資源活用エリア	
かいがん・景観活用エリア	
しぜん・歴史文化共存エリア	
やすらぎ・里山活用エリア	
ひとまち・ふれあい交流エリア	

ゾーン区分

名称	凡例
平地農業ゾーン	
里山・中山間農業ゾーン	
棚田・山間農業ゾーン	
自然環境保全ゾーン	



地名	
102	高柳町
103	刈羽村
104	西山町
105	新保町
106	越中町
107	東郷町
108	新保町
109	越中町
110	東郷町
111	新保町
112	越中町
113	東郷町
114	新保町
115	越中町
116	東郷町
117	新保町
118	越中町
119	東郷町
120	新保町
121	越中町
122	東郷町
123	新保町
124	越中町
125	東郷町
126	新保町
127	越中町
128	東郷町
129	新保町
130	越中町
131	東郷町
132	新保町
133	越中町
134	東郷町
135	新保町
136	越中町
137	東郷町
138	新保町
139	越中町
140	東郷町
141	新保町
142	越中町
143	東郷町
144	新保町
145	越中町
146	東郷町
147	新保町
148	越中町
149	東郷町
150	新保町
151	越中町
152	東郷町
153	新保町
154	越中町
155	東郷町
156	新保町
157	越中町
158	東郷町
159	新保町
160	越中町
161	東郷町
162	新保町
163	越中町
164	東郷町
165	新保町
166	越中町
167	東郷町
168	新保町
169	越中町
170	東郷町
171	新保町
172	越中町
173	東郷町
174	新保町
175	越中町
176	東郷町
177	新保町
178	越中町
179	東郷町
180	新保町
181	越中町
182	東郷町
183	新保町
184	越中町
185	東郷町
186	新保町
187	越中町
188	東郷町
189	新保町
190	越中町
191	東郷町
192	新保町
193	越中町
194	東郷町
195	新保町
196	越中町
197	東郷町
198	新保町
199	越中町
200	東郷町

凡例	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	